

令和7年度 多摩川河川敷（登戸地区）における
新たな利活用に向けた社会実験 仕様書

1 事業目的

川崎市では、小田急電鉄株式会社と共に令和3年3月に公表した「小田急沿線川崎エリアまちづくりビジョン」に基づき、沿線の価値向上に向け連携し、様々な取組を推進しています。多摩川河川敷（登戸地区）は、スポーツやピクニック等、多くの利用者でにぎわう一方で、バーベキュー利用者によるゴミの不法投棄や騒音等の課題も生じています。こうしたことから、現状の課題解決と多様なニーズに対応した水辺のにぎわい創出に向けて、小田急電鉄と連携しながら、令和4年度より多摩川の利活用社会実験「登戸・多摩川 カワノバ」を実施してまいりました。また、定期的な「カワノバを語る場」などの地域意見交換会やアンケートを通じて、課題の改善や、居心地がよく魅力的な空間づくりを求める御意見、持続可能な取組とするための管理運営体制構築の必要性等の御意見等をいただきました。

これらの取組により一定程度の課題は改善されつつあるものの、今後は継続的な事業性の確保や、長期的な民間活力の導入を検討し、市民サービスの向上や効率的・効果的な管理運営を推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本社会実験は、令和8年度以降の長期間の民間事業者等の活力導入を見据え、継続的にゴミの不法投棄等の課題解決を図るとともに、地域の方々と連携を図りながら様々な利活用を実施し、効率的・効果的な管理運営、地域活性化や持続可能な水辺のにぎわいを創出する取組として行うものです。

2 事業内容

社会実験「カワノバ」の運営事業者 1社（1団体）

- ・バーベキュー事業運営
- ・キッチンカー事業
- ・企業、地域団体等のイベント等による活用の利用調整、管理運営
- ・各事業により得られた収益により日常清掃等、適正管理

3 実施期間

河川法に基づく許可を受けた日から令和8年3月頃まで（運用開始は令和7年4月を予定）

4 対象区域と要求水準

川崎市多摩区登戸 3653 周辺 小田急線・JR 南武線登戸駅より徒歩 5 分程度



本事業の対象区域は（１）カワノバエリア（２）カワノバ周辺エリアとする

（１）カワノバエリア

箇所	特徴	要求水準
共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント利用等の募集及び調整、管理運営 ・区域の日常清掃及び除草 ・カワノバ SNS の運用 ・火気使用ルール等の注意啓発 ・出水時の工作物※の撤去及び設備の復旧 ※公募時点で現地に川崎市及び小田急電鉄が設置した柵、網、ごみ箱等の什器類及び事業者が新たに設置した工作物等
Aエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・小田急線橋梁下（市街地側） ・砂利敷 	<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー事業の実施を基本とする（それ以外の利用も可）
Bエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・小田急線橋梁下（川側） ・砂利敷 	<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー事業の実施を基本とする（それ以外の利用も可）
Cエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・登戸地区広場 ・コンクリート敷 ・通常は自由広場として供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間イベント回数※：Dエリアと合わせて4回程度 ・川崎市北部スケートボード協会が設置・管理をしているセクションや注意啓発看板があるため、当該協会と連携して台風時の対応等を行うこと
Dエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・登戸地区広場 ・土敷 ・通常は自由広場として供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間イベント回数※：Cエリアと合わせて4回程度
Eエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・登戸地区広場 ・コンクリート敷 ・通常は自由広場として供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間イベント回数※：下限値設定なし

※自社又は他の企業、地域団体等が実施するイベントを利用調整、管理運営の合計回数

(2) カワノバ周辺エリア

箇所	特徴	要求水準
共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の見回り ・火気使用ルール等の注意啓発
稲田多摩川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・稲田多摩川公園として供用 ・地域組織である管理運営協議会が利用調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を活用した大規模イベントの実施（提案可能）
その他エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・国の管理地として供用 	

※採用決定後の関係管理者、地域との調整等を踏まえて、提案内容の修正をいただく場合があります。

※ABエリアについては、小田急線橋梁下に位置するため、別添の「橋梁下の利用条件」を遵守するものとする。※上記に加え、「5 役割分担」以降に記載する運営管理、事業規模、運営方法、利用方法等の要件についても遵守し、事業を実施するものとする。

5 役割分担

(1) 川崎市

- ア 社会実験全体の総括
- イ 河川法に基づく一時占用による公有財産の提供（占用・工作物設置手続きを含む。）
- ウ 関係管理者（河川管理者、公園管理者、橋梁管理者、他の占用者）等との調整
- エ 広報等による支援（本市ホームページ等）
- オ 効果・課題等への検証
- カ 新たなイベント等に関する実施可否の判断

(2) 事業者

- ア 社会実験事業の運営主体
- イ 敷地及び設置する施設・設備を含めた維持管理と社会実験終了後の原状回復
- ウ 事業の運営（利用の手続、料金徴収、事業に対する苦情対応等）
- エ 利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取組
- オ 行政課題解決に向けた取組
- カ 本市の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の本市への提供
- キ 満足度等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- ク 事業報告

6 事業者要件

- (1) 財政状況や経営基盤が健全であること。
- (2) 事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行すること。
- (3) 事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議を行い、認められたものについては、当該事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (4) 事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。
- (5) 事業者は、他の企業、地域団体等がイベント等を利用する場合、関係法令等の規定を遵守

させるよう管理すること。

7 費用負担

- (1) 本事業の運営に要する費用は、全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。なお、対象範囲の使用料は免除する。
- (2) 利用料金等で得られた収入は、すべて事業者の収入とする。
- (3) 新型コロナウイルスなどの感染症拡大や台風による災害等によって、社会実験の内容、期間の変更・中止となる場合があるが、資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、すべて事業者の負担とする。
- (4) 鉄道運行の状況等によって事前の申し出なしに使用中止を求めた場合の事業損失、または鉄道敷地内の設備、若しくは列車の運行に支障をきたす事態を発生させた場合のそれによって生じた損害については、すべて事業者の負担とする。

8 事業規模

事業規模は、以下によるものとし、具体的な設備の数は事業の目的及び継続的な事業採算性確保の視点を踏まえて提案すること。

- (1) 社会実験の目的が達成できる規模の敷地面積、設備数を確保すること。
- (2) 今後の継続的な事業性を見据え、コスト縮減やサービス水準の適正化などについて検討を行うこと。

9 運営方法

- (1) バーベキュー事業等で得られた収益を、対象区域の年間を通じた日常管理及び魅力向上に向けた取組に還元すること。
- (2) 事業の運営にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置することなどにより、安全で円滑に取り組むこと。
- (3) 出水時には、利用者を安全かつ迅速に避難させるとともに、使用する設備等を速やかに堤防へ撤去すること。その場合、関係事業者等と連携することも可とする。
- (4) 利用者が安心安全に利用できるよう安全・防犯対策を十分に講じるとともに、河川敷利用のルール・マナー等の理解を深め、適正に河川敷を利用することができるように啓発等を行うこと。
- (5) バーベキュー事業やイベント等で使用しない場合は、広場等の既存施設利用者の利用を阻害することの無いよう十分に配慮すること。
- (6) 対象区域の清掃などの実施により、多摩川の利用環境向上に努めること。なお、粗大ごみの撤去については市及び国との協議とする。
- (7) 事故・トラブル等が生じた場合は、迅速かつ適切に対応すること。また、利用者からの問合せや営業時間外の事故等緊急時対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- (8) 利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償への対応が可能な提案内容とすること。他の企業、地域団体等がイベント等で利用する場合は、事業者又は当該利用団体が

- 利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償への対応が可能な提案とすること。
- (9) 提案内容に応じ、必要な設備（トイレや手洗い場等）は原則、事業者で適正に設置すること。他の企業、地域団体等がイベント等で利用する場合は、事業者又は当該利用団体に設置させるようにすること。
- (10) 河川敷への車両搬出入等に伴う鍵の管理は原則、事業者で責任を持って行うこと。

10 利用方法

- (1) 利用方法は、市民、来街者など誰もが使いやすく、予約～利用～決済まで簡易で利便性が高く分かりやすいものとする。
- (2) 利用料金の仕様は、個人利用、法人利用、一定時間での利用や一日単位での利用など、多くの人利用しやすく適切な料金設定とするものとし、具体的な仕様は、事業の目的を踏まえて提案すること。
- (3) 利用者の個人情報、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- (4) 利用者の利便性向上、事業の利用促進のため、SNS等で積極的な広報周知活動を実施すること。

11 運営設備

- (1) 堤防内で使用する設備は出水時に計画的に搬出可能なものとし、その搬入搬出や設置方法などについては他の利用者に配慮したものとする。
- (2) 提案内容に火気等の使用や飲食物の提供が含まれる場合は、関係機関等との協議を踏まえて適切に取り扱うこと。
- (3) 出水時に事業区域内の設備（柵、看板及び貼り紙等）が破損した場合は、可能な限り速やかに復旧を行うこと。なお、災害発生に伴う土地の修繕等は市及び国の負担とする。

12 事業報告

実施・利用状況、その他の事業運営に係るデータを収集及び整理、利用者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、報告書を奇数月末（3月は15日）に本市に提供すること。アンケート調査については、本市と事前に内容、実施方法を調整した上で行うこと。

なお、事業報告は市が定める項目・様式に準じて作成するものとし、今後の継続的な事業の検討及び市政運営に向けて、必要となる事項の追加提出や、ヒアリングを求める場合がある。

報告内容

- ・利用状況（予約実績、利用実績等）
- ・収支状況（事業計画・収支報告を含む）
- ・利用者の事故や苦情等
- ・利用者の満足度等に関するアンケート実施結果
- ・多摩川河川敷（登戸地区）における新たな利活用に向けた課題等

- ・その他、川崎市が指定する事項

1 3 原状回復

社会実験終了時は、事業者が自らの費用負担において、使用前の状態に回復すること。ただし、市との了承を得た場合はこの限りではない。

1 4 財産の帰属

本事業において、市が運営しているカワノバ SNS を除き、事業者の負担で構築したシステム、設備等の財産は事業者に帰属するものとする。

1 5 知的財産権の帰属

- (1) 社会実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとする。
- (2) 事業者は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願する場合、川崎市と協議し同意を得なければならない。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とする。

橋梁下の利用条件

(日常管理)

- 1 鉄道施設物を損傷させないように注意して事業を行ってください。
- 2 事業が起因で鉄道施設物の汚損破損(落書きなど含む)が確認された場合は貴市にて補修をお願いします。
- 3 事業における設置物の撤去後、汚損破損が確認された場合は貴市にて補修をお願いします。
- 4 橋梁下および橋梁の上下流10mの河川敷区域については、草刈・清掃等の環境整備をお願いします。

(火気取扱い)

- 1 火気取扱い時は、鉄道の列車運行に支障をきたさないよう注意して行ってください。
- 2 火気取扱い時は、鉄道施設物を損傷させないように注意して行ってください。
- 3 火気取扱いにおいては、使用可能な範囲は下記の通りといたします。
 - (1) 焚火(一斗缶で薪を燃やす程度の炎)
 - (2) 花火(玩具花火とし、手持ち型・噴出型・ナイアガラ型等とする。打上・爆竹・ロケット花火等は禁止)
- 4 バーベキュー・焚火・花火等で発生したゴミ等は、貴市管理で対応するようお願いいたします。

(異常時対応)

- 1 異常時(台風・強風・大雨等)については、事業における設置物の異常の有無を随時確認願います。また、飛散する可能性が高い事業における設置物は、一時撤去する等、飛散防止対策を実施願います。
- 2 異常時において下記に該当する場合は、国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所(河川管理者)と連携し速やかに対応願います。
 - (1) 事業における設置物が、河川の通水阻害に当たる場合
 - (2) 事業における設置物が、河川内に流出した場合

(緊急時の連絡体制)

- 1 事業開始前に緊急時の連絡体制一覧表を提出願います。

以上